

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

○人吉市の立地

人吉市は熊本県の最南部に位置し、九州山地に囲まれた人吉盆地にある市です。球磨川沿いの温泉や川下りで知られ、人吉・球磨地方の中心地として発展しました。また、人吉藩相良氏の城下町として歴史的にも栄えました。市内には熊本県唯一の国宝である青井阿蘇神社があり、2015 年 4 月 24 日には周辺の球磨郡町村とともに、「相良 700 年が生んだ保守と進取の文化 ～日本でもっとも豊かな隠れ里―人吉球磨～」が日本遺産に認定されています。

地理的には、熊本市から直線距離で約 70km 南に位置し、北部と南部には九州山地が広がっています。市南部は標高 1,000m 級の山地を有し、宮崎県えびの市や鹿児島県伊佐市に接しています。中心部は人吉盆地の西端にあり、球磨川が東から西へ流れ、多くの支流（万江川、山田川、鹿目川、胸川など）が市内で球磨川に合流しています。



(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ) [人吉市総合防災マップ \(Web 版\)](#)

当市のハザードマップによると、当会議所が立地する市街地地域では、市内中心を流れる球磨川の水位や流量に注意し、警戒や避難開始等の勧告や指示を行っています。特に大雨により川の水量が増加したり、地中に染み込んだ水量が原因で、大きな災害に発展する可能性があります。そのため、事前に状況を把握し、身近に起こりうる災害に適切に対応することが求められています。

令和 2 年の豪雨災害では、市街地において 2～4 メートルに及ぶ大規模な浸水被害が発生し、多くの建物が被害を受けました。中心市街地には温泉旅館やホテル、飲食サービス業などの施設が多く立地しており、球磨川の洪水氾濫による重大な災害（浸水被害等）が再び発生するリスクがあります。これを踏まえ、地域住民や事業者は常に防災意識を高め、ハザードマップを活用した避難計画の策定や早期避難を心がける必要があります。

特に大雨や台風などの際には、山間部の地質や地形の特性上、土砂災害が発生するリスクが高まることが指摘されています。令和2年の豪雨災害においても、一部の山間部で崖崩れや道路の寸断が発生し、交通網や事業活動に深刻な影響を与えました。こうしたリスクを踏まえ、地域住民や事業者は、ハザードマップを活用した災害リスクの把握や防災対策の徹底が求められます。また、製造業を中心とした事業者においては、施設や設備の安全性を確保するとともに、従業員の避難計画や事業継続計画(BCP)の策定・見直しが重要です。

土砂災害	前兆現象
がけ崩れ	●がけからの水が濁ったり急に水量が増える。 ●がけに亀裂が入る。 ●小石が落ちてくる。 ●がけから音が出る。
土石流	●山鳴りがする。 ●雨が降っているのに川の水位が下がる。 ●川が濁ったり、流木が流れる。
地すべり	●地面にひび割れができる。 ●井戸や沢の水が濁る。 ●がけや斜面から水がふき出す。

就寝の位置の確認

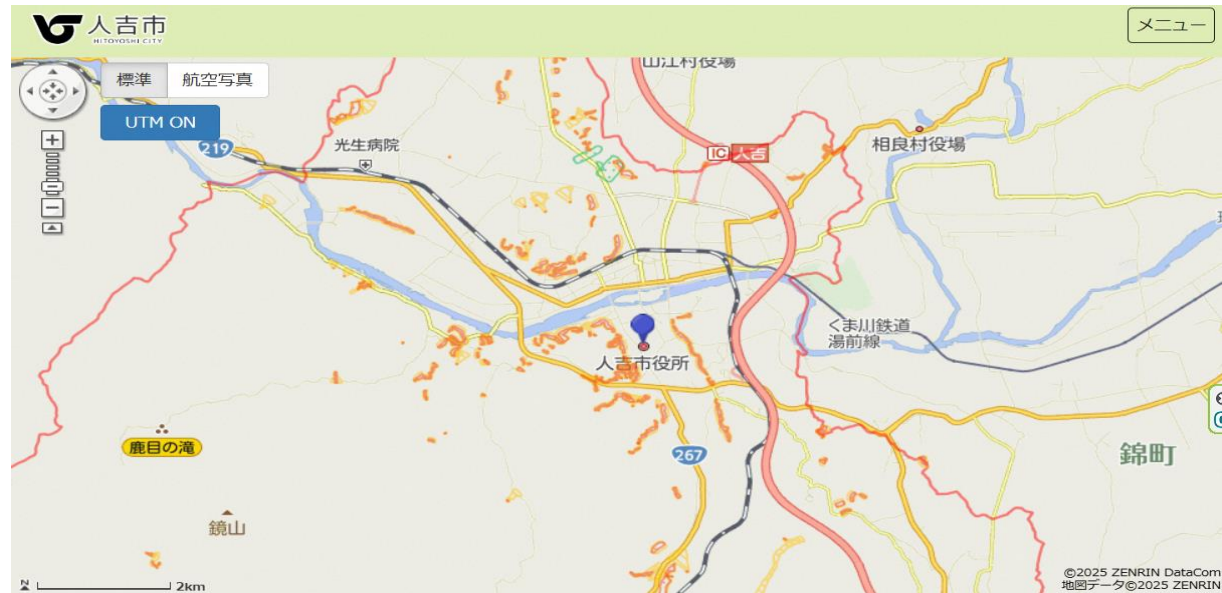


崖から離れた場所へ

自宅内の安全な場所への緊急避難



自宅内の2階または山側(斜面)の反対側へ

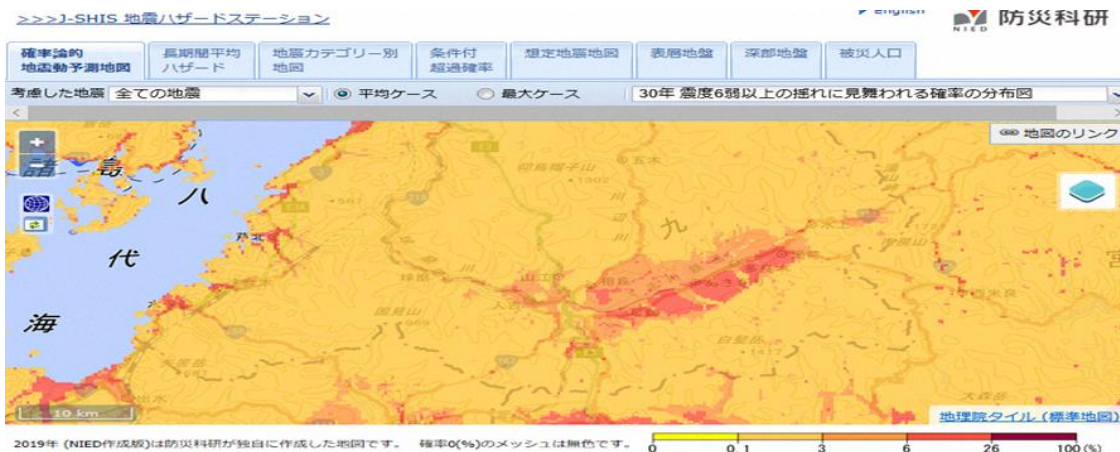


(地震：J - SHIS)

地震ハザードステーション(J-SHIS)の防災地図によると、当市では震度6弱以上の地震が今後30年間で6~26%の確率で発生するとされています。この地域には、人吉盆地南縁断層、新深田断層、高原一朝ノ迫断層の3つの主要な断層が存在しています。

特に、人吉盆地南縁断層は、人吉市大畑町から球磨郡湯前町田上にかけて延びる大規模な断層で、過去の調査から将来的な地震発生リスクが指摘されています。この断層で地震が発生した場合、下表のような規模の地震が想定されています：

名称	地震の規模	最大震度	地震発生確率	ずれの量
人吉盆地南縁断層	M7.1程度	震度7	30年以内に1%	2m程度



令和2年の豪雨災害をはじめ、自然災害が地域に与える影響が大きいことを踏まえると、地震災害への備えも万全を期す必要があります。人吉球磨地域では、市街地の多くが人吉盆地に位置しており、地震時には建物被害や地盤の液状化、土砂災害の発生が懸念されます。また、温泉旅館やホテル、商業施設などが密集する中心市街地では、人的被害のリスクも高まります。そのため、地域住民や事業者は、対策を日頃から実施することが重要です。

建物の耐震補強: 特に古い建物については耐震診断と補強工事を行う。

避難経路の確認: 災害発生時に迅速に避難できるよう、家族や従業員と避難ルートを共有。

防災計画の策定: 個人・事業者ともに災害時の行動計画や事業継続計画(BCP)を見直す。

地域防災訓練の参加: 地域全体で災害対応力を高めるため、積極的に防災訓練に参加する。

災害はいつ発生するか予測できないため、日頃から防災意識を高め、不測の事態に備えることが求められています。

(その他)

市内中心を流れる球磨川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきました。昭和40年7月には、災害救助法が適用されるほどの大規模な水害が発生し、多くの人的・物的被害が生じました。また、令和2年7月には記録的な豪雨により球磨川が氾濫、街地を含む広範囲で甚大な浸水被害が発生しました。市街地では2~4mの浸水が確認され、多くの家屋や事業所が被災し、人的被害も相次ぎました。この豪雨災害では、多くの住民が避難を余儀なくされ、復興に向けた取り組みが現在も進行中です。

また、平成28年の熊本地震の経験を含め、これらの大規模災害を忘れることなく、防災・減災のための取り組みが進められています。当市では、「消防・防災体制の充実」を重要施策として掲げ、住民や事業者が災害に備えた日頃の準備を行えるよう、避難計画の見直しや地域防災訓練の実施、防災情報の提供に注力しています。

さらに、2020年以降は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響も加わり、地域経済や日常生活に大きな変化をもたらしました。感染拡大防止のため、観光業や飲食業を中心に経済活動が一時停滞し、市内でも感染予防対策やワクチン接種体制の構築が進められました。これに加え、避難所運営においても感染症対策を講じる必要が生じ、従来の避難計画に加えた新たな課題が浮き彫りとなりました。当市は内陸の盆地という地形のため、寒暖差が非常に激しい地域でもあります。夏場は気温30℃以上に達する真夏日が年間70~80日間に及び、一方で冬場は最低気温が零下となる冬日が50日程度あります。また、年降水量は2,500~3,000mmと多雨地域であり、湿度が高い気候が特徴です。

さらに、地形的な影響から冬季の晴れた朝には濃霧がほぼ 100%発生します。この濃霧は「霧発生日数日本一」を毎年争うほど頻繁であり、濃霧の影響で高速道路の速度規制が行われることもあります。地形的に霧が流出しにくく、正午近くまで残る場合も珍しくありません。特に冬季や梅雨時期には湿度が高く、年間を通じて湿度が低くならない環境です。

これらの自然環境や災害リスクに加え、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた複合的な課題を抱える人吉市では、防災・減災の取り組みに加えて、地域経済の回復と持続可能な地域づくりを推進していく必要があります。

※人吉市防災ハザードマップ

[人吉市総合防災マップ（Web 版）](#)

（２）商工業者の状況

- ・ 商工業者数 1, 7 7 2 者
- ・ 小規模事業者数 1, 5 3 4 者

【内訳】

（令和 5 年 12 月 31 日現在）

	建設業	製造業	卸売・小売業	飲食・宿泊業		サービス業	その他	合計
				計	（内、宿泊）			
商工業者数	234	165	402	320	38	365	286	1, 772
構成比	13%	9%	22%	18%	2%	20%	15%	100%
（小規模事業者数）	216	139	314	299	27	326	240	1, 534
（小規模事業者割合）	92%	84%	78%	93%	71%	89%	83%	86%

【卸売・小売・飲食・宿泊・サービス業】

中心市街地や球磨川沿いを中心に広く分散しており、市内の観光業や地域経済の中核を担っています。特に、中心市街地には飲食店や宿泊施設、観光客向けの土産物店などが集積し、地域住民だけでなく、訪れる観光客にも重要な役割を果たしています。しかし、令和 2 年 7 月豪雨災害においては、これらの施設が球磨川の氾濫による甚大な浸水被害を受け、多くの事業者が休業や再建を余儀なくされました。現在も復興に向けた取り組みが進められており、観光資源の活用とともに地域経済の再生が求められています。また、これらの業種では新型コロナウイルス感染症の影響も大きく、特に観光客の減少や消費行動の変化に対応するため、キャッシュレスの導入やテイクアウトの強化など、新たな取り組みも進んでいます。

【建設業・製造業】

市郊外や山沿いに多く立地し、地域の産業基盤を支えています。特に、製造業においては食品加工業や伝統工芸品の製造、木材加工業など、地域資源を活かした産業が展開されています。こうした工場や事業所は山間部に点在しており、自然環境や交通アクセスの影響を受けやすい状況にあります。一方で、山沿いの地域では土砂災害のリスクも高く、令和 2 年豪雨災害時には土砂崩れや浸水被害が発生し、一部の事業所で生産活動が停止する事態も見られました。こうしたリスクを踏まえた災害対策や安全対策が今後の課題となっています。また、建設業は地域の復旧・復興に不可欠な役割を果たしており、インフラ整備や住宅再建など、災害後の対応においても重要な産業となっています。

(3) これまでの取組

1) 人吉市の取組

・防災計画の策定、防災訓練の実施

人吉市では、地域住民の防災意識向上を目的とし、地震や豪雨災害を想定した防災計画を策定しています。特に、令和2年7月豪雨災害の教訓を活かし、洪水・土砂災害時の迅速な避難誘導や情報提供体制の強化に取り組んでいます。また、地域住民が参加する防災訓練を定期的実施し、災害時の避難ルートの確認や役割分担の明確化を図っています。

・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）の備蓄

市内各所に防災備品を備蓄し、緊急時の支援体制を強化しています。備蓄品にはスコップ、懐中電灯、非常食、飲料水、毛布などが含まれています。令和2年豪雨災害後には、備蓄品の充実を図るとともに、避難所の衛生環境改善に向けた消毒液や感染症対策用品（マスク、体温計等）も新たに加えられています。

・洪水対策の強化

球磨川やその支流の増水による浸水被害を防ぐため、堤防や護岸工事の強化を進めるとともに、水位観測機器や雨量計を増設し、リアルタイムでの河川情報提供を行っています。また、ハザードマップの改訂や地域住民への普及活動を通じて、災害リスクの周知を図っています。

・地域防災の連携強化

地域住民や学校、企業、消防団との連携を深め、防災ネットワークの構築を推進しています。特に、災害時における避難所運営や高齢者・障がい者への支援体制の強化を重要課題としています。また、自治会を中心とした自主防災組織の育成も進め、地域単位での迅速な対応が可能な仕組みづくりを目指しています。

2) 人吉商工会議所の取組

・事業者BCPに関する国の施策の周知

人吉商工会議所では、窓口対応や巡回訪問時に小規模事業者に対し、関係資料の配布や説明を行い、事業継続計画（BCP）の重要性と国の支援施策の周知を図ってきました。また、当所の所報やSNSなどの広告媒体を活用し、BCPの必要性や策定のメリット、国や県などの支援策に関する情報を積極的に発信しています。

特に令和2年豪雨災害後には、被災事業者に向けた具体的な事例紹介や復旧・復興支援策の情報提供を強化しました。しかし、豪雨災害後の混乱や、新型コロナウイルス感染症拡大による経済的打撃が続く中で、多くの事業者が通常業務の継続自体に困難を抱えており、BCP策定に取り組む余裕がない状況も見られました。そのため、当所では、まずは災害時や感染症拡大時における最小限の危機対応策から始めることを提案し、少しずつ取り組みを進めていくようサポートを行っています。

令和6年9月10日発行

人吉商工会議所ニュース

(4)

中小企業の事業継続力（BCP）強化に向けた専門家派遣制度が開始

自然災害の頻発や激甚化に伴い、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境が急速に変化しています。これに対応するため、多くの中小企業では、事業継続力の強化が急務とされています。これを受け、国は、防災・減災に取り組む中小企業が事前対策をまとめた「事業継続力強化計画」を認定する制度を創設しました。

中小機構は、この計画策定を支援するため、専門家を無料で派遣するサービスを開始しました。計画の策定を通じて、企業はリスクを明確に認識し、経営改善や安心して働ける環境づくりを図ることができます。また、経済産業大臣から認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加算などの支援策を活用することが可能です。

「事業継続力強化計画」の策定を通じて、企業の信頼度向上や人材確保にもつながるこの制度を、ぜひご利用ください。

詳しくは、中小機構のホームページをご覧ください。

「事業継続力強化計画（ジギョケイ）」の策定支援を受けて、国の認定を受けよう！ (smrj.go.jp)

経済産業省から計画の認定を受けると以下のメリットがあります。

- ・ 税制措置、金融支援や補助金の加算措置など経済的なメリット
- ・ 国からの認定マークを活用することで、会社の信頼度が向上するメリット

・事業者 BCP 策定セミナーの周知

人吉商工会議所が、関係機関や損害保険会社等と共催で開催する危機管理や BCP 策定の必要性に関するセミナーを協力し開催しています。特に、令和 2 年豪雨災害や新型コロナウイルス感染症による影響を受け、多くの事業者が事業継続の必要性を再認識した一方で、経営資源の不足や緊急支援策への対応が優先される中、BCP 策定に向けた具体的な取り組みが進みにくい状況もありました。こうした課題を踏まえ、当所ではセミナーや相談窓口での支援を通じて、まずは災害時の簡易対応マニュアル作成や、業務の優先順位を見直す取り組みなど、事業規模に応じた柔軟な対応を提案しています。

・日本商工会議所や熊本県火災共済協同組合、損保等と連携した損害保険への加入促進

日本商工会議所では、(1) 中小企業 PL 保険制度、(2) 全国商工会議所 PL 団体保険制度、(3) 全国商工会議所中小企業海外 PL 保険制度、(4) 情報漏えい賠償責任保険制度、(5) 業務災害補償プラン、(6) 休業補償プランなど、各損害保険会社と業務提携して制度の普及を促進しています。これらの取り組みは、小規模事業者に対する火災や地震などの財産リスクのヘッジ対策を目的としており、人吉商工会議所では熊本県火災共済協同組合や損保等と連携し、これらの制度の周知と加入促進を積極的に進めています。

特に令和 2 年豪雨災害では、多くの事業者が洪水や土砂災害により甚大な被害を受け、事業再開に必要な資金や設備の復旧費用の調達に苦慮する事例が相次ぎました。この経験を踏まえ、人吉商工会議所では災害後に保険の重要性を改めて伝え、小規模事業者に対し、災害時の経済的負担を軽減する保険商品の活用を提案しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業の一時停止や収益減少のリスクが顕在化したことを受け、休業補償プランや業務災害補償プランの必要性についても、より一層の普及活動を進めています。

・人吉市が実施する防災訓練への参加及び協力

人吉商工会議所では、地域の防災力向上を目的に、人吉市が実施する防災訓練への参加及び協力を継続的に行っています。令和 2 年豪雨災害では、災害対応の初動や情報共有の重要性が改めて浮き彫りになり、これを契機として、商工会議所会員事業者の防災意識を高める取り組みを強化しました。具体的には、防災訓練への参加を呼びかけるだけでなく、災害時の連絡網や避難手順の確認、緊急時の物資提供体制の整備などを通じて、事業者が地域の防災活動に積極的に貢献できる環境づくりを推進しています。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一時的に大規模な訓練の実施が制限される中で、防災訓練の内容をオンライン形式に一部切り替える試みも行われました。当所では、こうした新しい形式の訓練にも積極的に参加し、感染防止対策を講じながらも地域の防災体制強化に寄与しています。また、災害時の感染症対策についても事業者に周知を行い、災害発生時における二次被害の防止策を提案しています。

II 課題

現状では、当会議所の BCP(事業継続計画)における緊急時の取組について漠然的な記載や対応にとどまり、具体的な体制やマニュアルが十分に整備されていない。また、当会議所と当市における協力体制の重要性が認識されているものの、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が不足している現状が課題となっています。さらに、保険・共済に対する助言を行える当会議所経営指導員等の職員が十分ではなく、対応力の強化が求められています。加えて、地区内の小規模事業者においては、事業者 BCP(もしくは事業継続力強化計画)の策定に関する認識が依然として低く、普及啓発が十分に進んでいない状況がみられる。これにより、事業者の災害対応力や事業継続力の向上が限定的である現状が浮き彫りになっています。

令和 2 年豪雨災害では、多くの事業者が甚大な被害を受け、事業継続が困難になるケースが相次いだ。BCP を策定していない事業者が大多数を占めていたため、復旧や再建に大きな課題が生じた。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面形式の BCP 策定支援やセミナー開催が難しい状況が続き、結果として策定支援の遅れや普及の停滞を招きました。

① 事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業者のうち、既に BCP を策定している事業者は、製造業や宿泊旅館業などごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者のほとんどは策定していないのが現状であり、BCP 策定に対する意識の低さや、策定に必要な知識・資源の不足が大きな要因となっています。

市全体としても、BCP 策定に関する取組はまだ普及・啓発段階にとどまっており、事業者独自の策定の動きや、これを支援する支援機関の取組も本格化していない。このため、市と会議所との連携による取組強化が急務となっています。

② 策定支援のスキル習得に課題がある

当会議所職員には、事業者 BCP 策定に関する支援スキルや専門知識を持つ人材が不足している現状があります。特に、災害やパンデミックといったリスクが顕在化している中で、事業者を支援するための具体的なノウハウが十分に共有されていないところもあります。これを解決するには、専門知識を持つ専門家や損害保険会社との連携が不可欠であり、職員のスキル向上のための研修や協働の機会を増やす必要があります。

③ 小規模事業者向けの策定ツールの不足

国や関係機関から事業者 BCP 策定のガイドラインやフォームが提供されているものの、小規模事業者にとってはハードルが高いとの意見が多く聞かれます。特に、専門的な知識や人員の不足している事業者にとっては、これらのガイドラインを利用するだけでは策定が難しい状況が続いています。

また、令和 2 年豪雨災害後の復旧や新型コロナウイルス感染症対応に追われ、多くの小規模事業者が BCP 策定に割ける時間やリソースを確保できなかったことも背景にあります。このため、小規模事業者向けに簡易版のフォームや、具体的な例を盛り込んだ策定ツールの整備・提供が求められています。

Ⅲ 目標

上記の現状および課題を踏まえ、小規模事業者が自然災害や突発的な危機（令和 2 年豪雨災害や新型コロナウイルス感染症など）に対して事前に備え、発災後には迅速に復旧できるよう支援することを目指します。そのため、人吉商工会議所と人吉市が連携し、小規模事業者の防災・減災対策および経営力向上を強化する取り組みを推進します。

この取り組みでは、小規模事業者と伴走型での防災・経営支援を行い、事業資産への被害を最小限に抑えつつ、事業の継続や早期復旧を可能にする体制づくりを目標とします。また、今後予想される大規模災害の発生に備え、以下の取り組みを強化し、実行していきます。

・ B C P 策定の必要性の周知強化

令和 2 年豪雨災害において、小規模事業者の多くが BCP（事業継続計画）を策定していなかったため、復旧が遅れた事例が多数見られました。また、新型コロナウイルス感染症拡大時にも事業継続力の不足が露呈しました。これを踏まえ、当会議所および当市が中心となり、地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の重要性を周知します。セミナーや啓発活動を通じて、事業者が自ら BCP を策定する意識を高める取り組みを進めます。

・ 被害の把握・報告ルートの確立

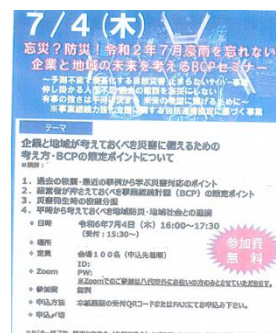
令和 2 年豪雨災害では、被害情報の把握や報告体制の不備が課題として浮き彫りになりました。これにより、迅速な復旧支援の提供が難航したケースが見られました。これを改善するため、発災時における連絡体制を円滑に行えるよう、当会議所と当市との間で被害情報の報告体制を構築します。これにより、迅速かつ正確な情報共有を実現し、復旧支援を迅速化します。

・管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

セミナーの開催や事業者ごとの個別支援を通じて、管内小規模事業者がBCPを策定できる体制を整えます。特に、令和2年豪雨災害やコロナ禍で課題が浮き彫りとなった事業者への重点的な支援を行い、策定件数の目標達成を目指します。

取組目標（セミナー開催回数、事業継続計画（BCP）策定件数）

※特に意欲的で必要性の高い事業者を対象にセミナーを開催し、策定支援を実施します。また、事業者の負担を軽減するため、簡易版の策定フォームや具体例を活用した支援を強化します。



令和2-6年度の目標と実績（コロナや水害の影響もありなかなか申請支援件数は少ない。）

	R2	R3	R4	R5	R6
セミナー開催数	0回	1回	1回	1回	1回
事業者のBCP策定件数	0件	1件	1件	1件	1件

令和7-11年度の目標と実績

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①セミナー開催件数	1回	2回	2回	2回	2回
②BCPプラン策定	3件	5件	6件	7件	8件

・その他の対応

上記内容に変更が生じた場合、速やかに熊本県へ報告を行います。また、令和2年豪雨災害やコロナ禍、その他の突発的な災害の影響を踏まえ、計画の柔軟な見直しと改善を継続的にを行います。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

（2）事業継続力強化支援事業の内容

当会議所と人吉市が連携し、役割分担や体制を整理することで、災害時に混乱することなく迅速に対応できる仕組みを構築します。令和2年豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、過去の教訓を活かした事前対策を強化し、地域全体の防災・減災能力を向上させます。

＜1. 事前の対策＞

本計画を基に当会議所と当市の役割分担を明確化し、連携体制を整備します。これにより、災害発生時における応急対策が円滑に行えるようにします。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

管内小規模事業者に対し、事業継続計画（BCP）の必要性を普及・啓発することを目的に、年度事業計画に計画策定支援件数の目標数を設定し、その達成に向けた取り組みを行います。令和2年豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、多様なリスクへの備えと対策の実効性を強化します。

① 広報等による啓発活動

当市のハザードマップを各事業所内に周知・掲示するとともに、会報、市広報、ホームページ等を活用し、国の施策やリスク対策の必要性を紹介します。令和2年豪雨災害では浸水被害に関する情報の不足が課題となったため、損害保険の概要やBCPに積極的に取り組む事業者の事例を紹介し、災害への備えの重要性を強調します。コロナ禍を教訓に、感染症リスクにも対応可能なBCP策定のポイントについても広報活動を通じて周知します。

② ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回訪問し、ハザードマップを用いながら、各事業所の立地場所における自然災害のリスクや避難所・緊急医療機関の連絡先を確認します。巡回時には、令和2年豪雨災害で発生した実例を用い、具体的な被害想定と対策を説明することで、災害への備え意識を向上させます。当所ホームページに「防災ポータルサイト」や関連情報のリンクを追加し、各事業者がスマートフォン等を活用して情報を迅速に確認できるよう、QRコードの周知を行います。

③ リスク軽減のための損害保険などの提案の実施

災害時には、建物や什器の損害だけでなく、休業による損失、従業員のけが、事業資金の不足など多方面にわたるリスクが想定されます。令和2年豪雨災害時において、多くの事業者が保険加入の不足や内容理解の不足により被害の補填が不十分であったことを踏まえ、巡回や相談時にリスク管理状況をヒアリングし、保険活用の重要性を説明します。特に中小規模の事業者に向けて、BCP策定セミナーと連動して損害保険の相談会等を実施し、リスク軽減の提案を行います。

■商工会議所が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

(財産のリスク)

○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償

○自動車運行に伴う事故の賠償補償

(休業のリスク)

○事業主・従業員の休業損失補償

○事業主・従業員の所得補償

(経営のリスク)

○取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え

○事業主、家族、従業員のけが、病気、がん等への備え

○廃業・退職後の生活資金積立、従業員の退職金積立

(自動車のリスク)

○自動車運行に伴う事故の賠償補償 賠償責任のリスク

(その他)

○製造者責任(PL)・情報漏えい等の関する賠償保障 労災事故のリスク

○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償

④ 事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP(簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所(冠水・浸水の危険性がある球磨川流域沿い)を優先として、次のような普及啓発セミナー等を行う。

○BCP策定支援研修(職員向け)

職員を対象に、リスクマネジメント基礎や小規模事業者向けのBCP作成に関する研修を実施します。研修では令和2年豪雨災害の事例や被災地の復旧活動の経験を活用し、現場に即したスキル習得を目指します。

○BCP策定セミナー(小規模事業者向け)

セミナーでは、事業者が自社のリスクを診断できるよう支援します。専門家によるワークショップを通じて、簡易BCPの作成から実践的な対策までを学びます。冠水・浸水リスクが高い球磨川流域の事業者を優先対象とし、リスクに基づいた具体的な策定支援を行います。

○個別支援(小規模事業者向け)

セミナー参加者やそれ以外の事業者に対し、策定後のアドバイスやリスク軽減策の提案を個別で実施します。特に、コロナ禍や豪雨災害で浮き彫りになった課題をもとに、事業継続の実効性を高める支援を提供します。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

近年、大規模な自然災害や感染症の流行、その他突発的な災害が頻発しており、当会議所としても迅速かつ的確に対応できる体制の整備が求められています。そのため、当所における事業継続計画（BCP）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

当会議所では、災害対応力の向上と事業継続の重要性を広く周知するため、関係機関との連携を強化しています。特に以下の取り組みを重点的に実施します。

普及啓発活動

国の機関である中小機構や、日本商工会議所と連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険会社に専門家を派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや個別相談会等を開催します。さらに、防災や損害保険の重要性を伝える普及啓発ポスターの関係機関への掲示を行います。

セミナーや支援事業の拡充

セミナーでは、防災意識の向上や災害時に必要な備えについての情報提供を行うとともに、事業継続計画（BCP）の重要性を啓発します。また、事業者が緊急時に備えた事業継続体制を構築できるよう、専門家の指導を受けながら支援を進めます。

	現行	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①セミナー開催件数	—	1 回	2 回	2 回	2 回	2 回
②BCPプラン策定	—	3 件	5 件	6 件	7 件	8 件

※令和 2 年豪雨災害や新型コロナウイルス感染症などの経験を踏まえ、事業者の防災意識を高め、災害時に事業を継続するための具体的な備えを促進することを目的とします。事業者の事業継続力強化と同様に、突発的な自然災害が発生した場合に事業を継続するために必要な防災意識を高め情報提供を第一に考えた事業継続のための構築支援を行う。事業者の緊急時等における備えとなる事業継続計画策定につなげていきます。

4) フォローアップ

小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

小規模事業者に対して、BCP 策定や防災対策の進捗状況を定期的に確認し、必要なサポートを提供します。これにより、災害や緊急時における事業継続力の向上を図ります。

定例会の開催

毎月初めに人吉商工会議所と人吉市経済部との定例会を開催し、計画の進捗状況確認や改善点等について協議します。平時に行うべき活動や緊急時における事業継続等について情報交換を行っていきます。全国各地の緊急事態発生時の動向等を把握するとともに参加者相互の支援ノウハウの交換を行うことで一層の向上に努めます。

5) 当該計画に係る訓練の実施

当会議所は市総合防災訓練に積極的に参加するとともに、取り組みを通じて防災対応力の向上を図ります。

連絡体制の確認

市総合防災訓練に合わせて、人吉市との緊急時の連絡ルートや連絡手段の確認を行い、通信機器や非常時対応手順の有効性を検証します。令和 2 年豪雨災害時における通信障害の教訓を踏まえ、多様な連絡手段（電話、メール、SNS、無線機等）の活用を検討します。

避難訓練の実施と事業者向け指導

訓練において、避難経路や避難所の確認を行うとともに、会員事業者向けに緊急時対応の指導

や情報提供を実施します。新型コロナウイルス感染症拡大時の避難所運営の課題を踏まえ、感染症対策を取り入れた避難方法についても確認を行います。

＜２．発災後の対策＞

発災後、携帯電話、SNS、安否確認アプリなどを活用し、職員および関連者の安否確認を行い、また、業務従事の可否や被害状況（家屋被害や交通網の状況など）の情報を収集し、人吉市との間で迅速に共有します。

１）応急対策の実施可否の確認

・発災後速やかに職員の安否報告を行います。

（携帯電話やSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会議所と人吉市とで共有します。）

① 応急対策の定義

応急対策とは、BCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後
に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中
でも、本計画の中で市・会議所が連携して行う応急対策は次の業務とします。

■当会議所及び当市で連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- １）緊急相談窓口の設置・相談業務
- ２）被害調査・経営課題の把握業務
- ３）復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保
が前提となり、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを会議所と市で整備しま
す。

② 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

当会議所、市それぞれのBCPに従い安否確認を行います。

安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、
(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとします。

■各団体の安否確認の対象と目標時間

団 体 名	安否確認の対象と目標時間
人吉市商工観光課	○職 員：発災後１時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認
人吉商工会議所	○職 員：発災後１時間以内に携帯電話にて確認 ○三 役：発災後３時間以内に携帯電話にて確認 ○議 員：発災後１日以内に電話にて確認 ○会 員：発災後３日以内に会員安否を確認

③ 安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後２時間以内には、当会議所と当市との間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有す
ることとし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話または
個人の携帯電話とします。また、県への報告は、当所もしくは当市から速やかに行う。

団 体 名	安否確認結果の連絡窓口		報告する団体等
人吉市商工観光課	課長	係長	熊本県商工政策課
人吉商工会議所	専務理事	事務局長	熊本県商工政策課

2) 応急対策の方針決定

被害状況に応じた応急対策方針の決定

当会議所と人吉市との間で、発災後の状況を踏まえ、被害規模に応じた応急対策の方針を決定します。情報共有は発災から2時間以内に行い、迅速に対応方針を決定します。

職員の安全確保と出勤の判断

職員自身が目視で命の危険を感じる状況の場合は、無理に出勤せず、まず自身の安全確保を最優先します。その後、警報解除や状況が安定した後に出勤し、事務所や施設の状況確認を行います。災害発生時における職員の心理的安全を考慮し、健康管理を徹底します。

応急対策が実施できない場合の役割分担

職員全員が被災するなど、応急対策ができない状況となった場合には、まず職員の生命を守るための優先措置を取り、その後、人吉市または当会議所での応急的な役割分担を決定します。特に、感染症拡大防止や避難所の運営等、コロナ禍における特別な措置を加え、必要に応じてリモートワークや非対面での対応を検討します。

大まかな被害状況の確認と情報共有

発災後、大まかな被害状況をできるだけ迅速に確認し、関係者間で情報共有を行います。7日以内に全ての関係機関に被害状況を報告し、復旧活動に必要な情報提供を行います。特に、通行可能な道路や避難所の場所、ライフラインの復旧状況など、迅速に被害状況を把握し共有する体制を強化します。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ○地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ○地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない	通常の経営支援の範囲内での調査業務

※ なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考えます。

・本計画により、当会議所と人吉市は以下の間隔で被害情報等を共有します。

○被害情報等の共有間隔

期 間	情報共有する間隔
発災後～ 1 週間	1 日に 2 回（午前・午後） 共有 する
1 週間～ 2 週間	1 日に 1 回 （午後） 共有 する
2 週間～ 1 ヶ月	2 日に 1 回 共有 する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回 共有 する

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

自然災害等発災時において、地区内の小規模事業者の被害情報を迅速に収集し、指揮命令を円滑に行える仕組みを構築します。この際、特にコロナ禍や新たな災害形式に対応できる柔軟性を持たせるため、リモート連絡手段やオンライン会議の導入を検討します。詳細は別表 2 に記載されている体制図に基づき、迅速かつ適切な指示ができるように整備します。

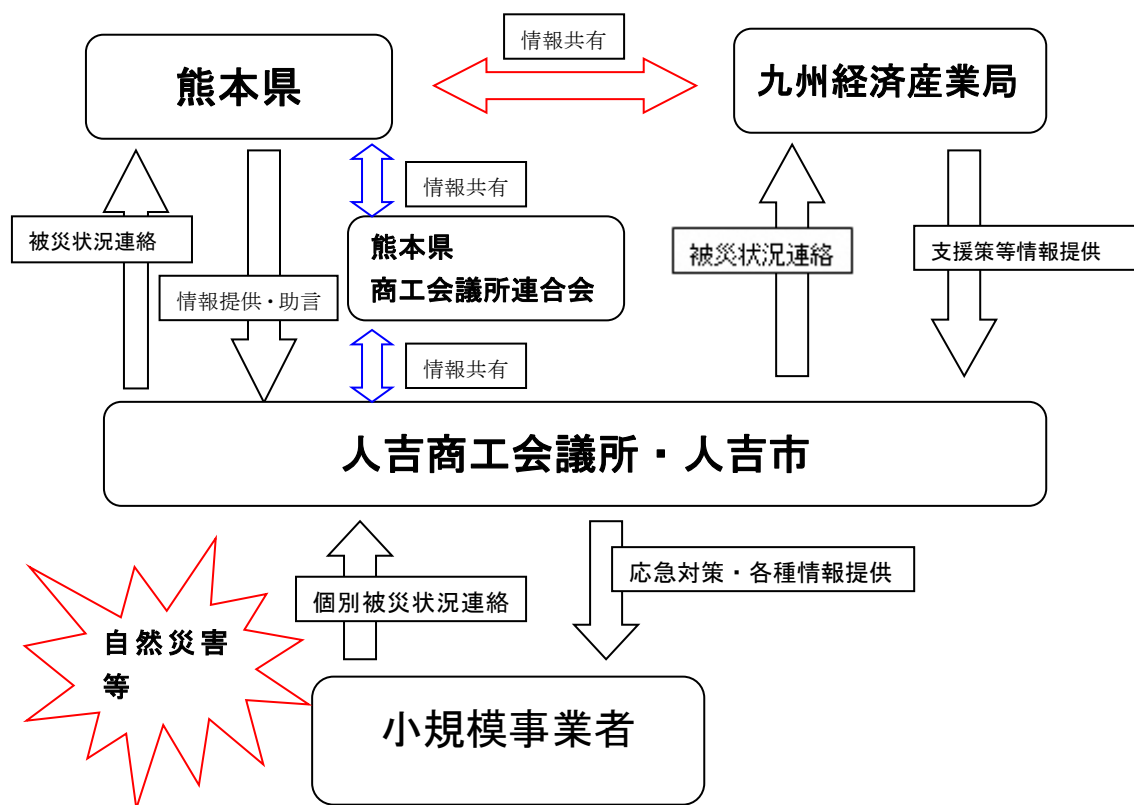
二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決めます。

当会議所と人吉市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておきます。

当会議所と人吉市が共有した情報を、熊本県商工政策課あてメールにて当会議所または人吉市より報告します。

1) 指示命令系統・連絡体制

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築します。体制図は、別表 2 のとおりです。



2) 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、人吉商工会議所と人吉市が協議し、人吉市災害対策本部の指示に従いながら活動方針を決定します。コロナ禍などの特別な状況も考慮し、活動における感染症対策を徹底するとともに、活動が必要最小限の人数で行われるように調整します。特に、活動の可否や進行については迅速に決定し、事業者や住民への情報提供を遅延なく行います。オンラインやリモートの活用も含めて柔軟な対応が求められます。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

① 被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、当会議所及び当市で 共通で用いるものとします。

② 被害額の算定の対象

市防災地域計画に基づき、当所・当市が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとします。

○非住家被害

事業用の建物に関する被害であり、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などが対象となります。建物附属設備についても含まれ、これらの建物に居住部分が含まれる場合は「住家被害」として別に処理します。

被害の程度に関する分類: 床下浸水から全壊に至るまでの範囲を区分ごとに把握します。ただし、市災害対策本部への報告においては、定めにより全壊または半壊のみ報告対象とします。

○商工被害

建物以外の事業に関する被害であり、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（車両、運搬具、工具、器具及び備品、機械装置）などが対象となります。

③ 被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業BCP運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に必要な試算の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとし、具体的には次のとおりとします。

■算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準	市災害対策本部報告の該当
非住家の被害 (店舗、工場、事務所、作業場、倉庫など)	全壊	基本的機能を喪失したもの。延べ床面積の70%以上の損壊等	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格を求める	○
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの。補修が可能なもの	事業の復旧に必要な修繕費を求める。事業の復旧に直接関係しない経費は除く。	○
	一部破壊	全壊・半壊に至らない破損 窓ガラス破損程度は除く		○
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水		○
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したもの		

商工被害	商品・製品 仕掛品 原材料	喪失したもの、廃 棄せざるを得ない もの	仕入原価・製造 原価を 求める	○
	構築物 車両・運搬 具 工具 器具・備品 機械・装置	修繕又は再調達せ ざるを得ないもの	事業の復旧に必 要な（解体・運 搬・処分費）と 再調達価格また は修繕費を求め る。	○

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について人吉市と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知をします。
（当会議所は、国からの依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置します）
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置します。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認します。
（発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとします。）

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後～2 日程度	安否・人的被害の確認調査 （生存・行方不明・負傷者）	役職員・議員を対象に 携帯電話
		大まかな被害の確認調査 （職員参集可否・居住地周辺被害状況）	役職員・議員や被災区 域の事業者を中心とし て携帯電話等による聞 き取り
2	安 全 確 認 後 ～ 7 日 程 度	直接被害の確認調査 （非住家被害・商工被害）	管内小規模事業者を対 象に巡回訪問による聞 き取り
		間接被害の大まかな確認調査 （再開可否、商品原材料調達状況、風評等）	
3	発災 3 日 後 ～ 1 4 日 程 度	経営課題の把握調査 （事業再開、資金繰り、保険請求手続き等）	管内小規模事業者を対 象に巡回訪問・窓口相 談による聞き取
		間接被害の確認調査 （売上減、経費増、風評被害等）	

- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知します。巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により管内小規模事業者等へ周知します。
- ・ 地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会議所・当市で集約し、熊本県と情報共有を行います。

支援施策の効果的な周知

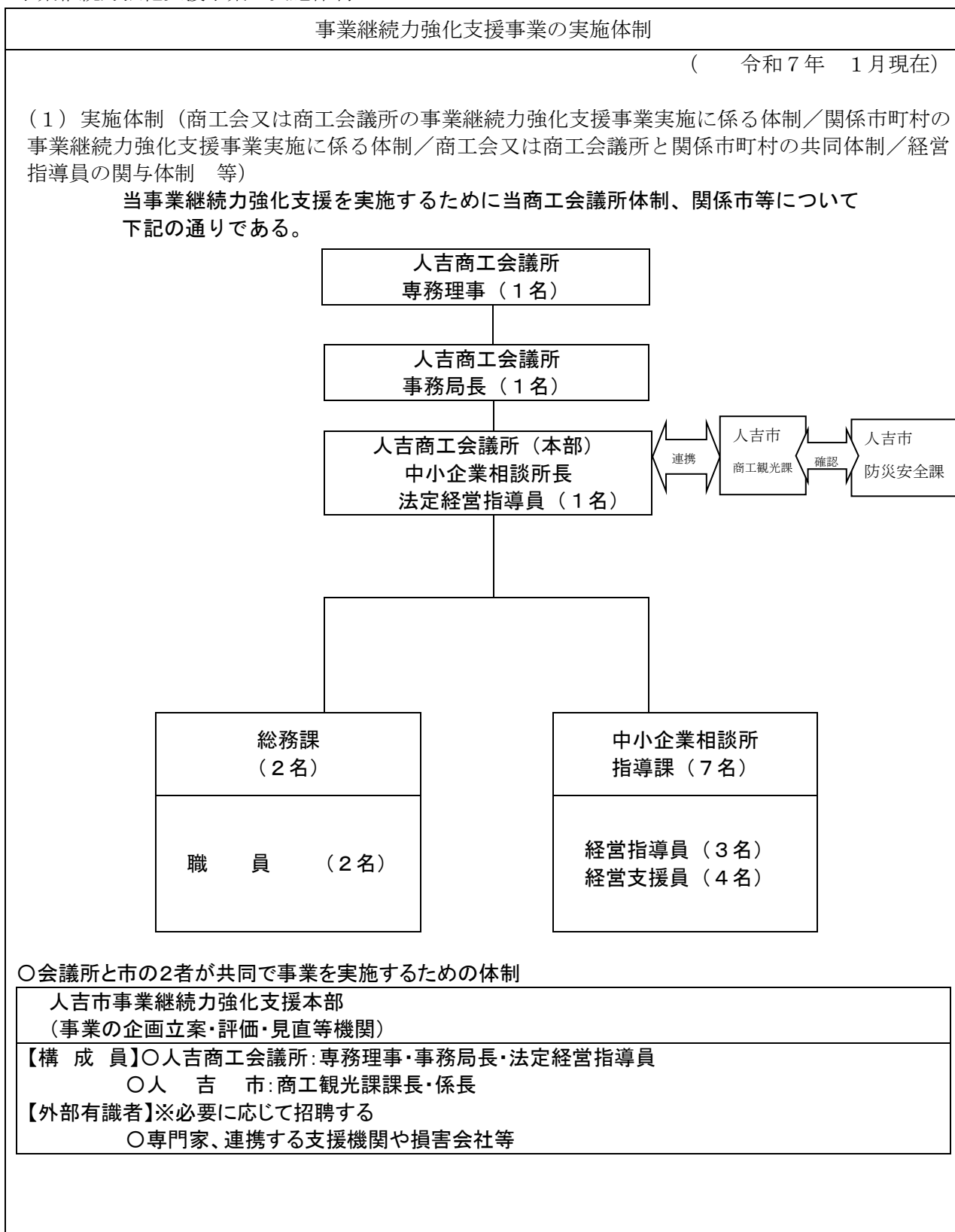
各施策の利用方法や申請手続きに関する具体的な説明を行い、事業者がスムーズに申請できるようサポートします。法律や税務など専門知識が必要な場合、専門家（税理士や弁護士等）を招聘し、事業者向けの相談窓口や説明会を設置します。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・ 熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行います。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談します。
- ・ 発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会議所・人吉市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行います。
（ 上述相談窓口を活用し情報提供を行う。）
- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告し関係機関との情報連携を図りながら、復興支援の実施に必要な対応を行います。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

□氏 名:西邨 亮

□連絡先:人吉商工会議所 TEL0966-22-3101

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

商工会議所法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業所BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、進捗状況を共有します。また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施します。年数回、人吉市との定例会において事業継続力強化支援について状況確認や改善点等を協議します。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①人吉商工会議所

〒868-0037

熊本県人吉市南泉田町 3-3 中小企業相談所 指導課 TEL0966-22-3101 FAX0966-24-6509

E-mail: info@hitoyoshi-cci.or.jp

②人吉市

〒868-8601

熊本県人吉市西間下町 7-1 経済部商工観光課 TEL0966-22-2111 FAX0966-24-7869

E-mail: syoukoukankou@hitoyoshi.kumamoto.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告します。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	200	400	500	500	500
・セミナー開催費	100	200	300	300	300
・チラシ等作製費	100	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、人吉市補助金、熊本県補助金、事業収入等

専門家派遣については、熊本県エキスパート専門家派遣制度等を活用する。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	